

# 入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成29年9月8日  
一般社団法人日本草地畜産種子協会  
会長 野口 政志

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 高圧受電設備設置工事
- (2) 仕様 仕様書のとおり（入札説明書に添付）
- (3) 履行期限 平成29年11月30日
- (4) 工事場所 北海道江別市東野幌406番地

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

国の一般競争の参加資格を有する者、又は、当協会への工事实績等を勘案して、それらの者に準ずる者として会長が認めた者とする。

国の一般競争の参加資格を有する者は、別紙様式第1号による「競争入札参加申出書」及び資格審査結果通知書（写）を、その他の者にあつては、別紙様式第1号による「競争入札参加申出書」及びその添付書類を、入札日の前日までに当協会北海道支所まで提出願います。

## 3 入札方法

入札書には、消費税及び地方消費税を含まない金額の総額を記載すること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時等

- (1) 場所 北海道江別市東野幌406番地  
一般社団法人日本草地畜産種子協会 北海道支所
- (2) 日時 平成29年9月8日～平成29年9月21日  
午前10時～午後5時  
ただし、土曜日、日曜日、祝日等を除く

## 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 場所 北海道江別市東野幌406番地  
一般社団法人日本草地畜産種子協会 北海道支所
- (2) 日時 平成29年9月22日 午前10時00分

## 6 入札保証金及び契約保証金 免除する

## 7 落札者の決定

当協会が作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、別途契約書を作成するものとする。

## 9 本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告します。

## 高圧受電設備工事仕様書

### 1. 工事等の概要

高圧受電設備の設置および低圧幹線増強盛替え工事

### 2. 工事場所

北海道江別市東野幌406番地

一般社団法人 日本草地畜産種子協会 北海道支所

### 3. 工事内容

現在、北海道支所は従量電灯C(14kVA)により事務所内電気を使用し、低圧電力(33kW)により倉庫内冷凍機(3φ3W200V 24.8kW、3φ3W200V 14.9kW)関係と大型乾燥機(AC200V 3P 21kW)の片方を稼働させている(動力は用途に合わせその都度幹線を切替て使用している)。今回の工事により、高圧受電設備(1φ30KVA 3φ75KVA 屋外型キュービクル)を設置し、動力低圧幹線を増強して、高圧契約に更新することにより、事務所内電気、倉庫内冷房機関係および大型乾燥機へ同時に電力の供給を可能とする。

※ 工事詳細仕様は(別紙1、2、3)のとおり

### 4. 工事期限

平成29年11月30日(木)

### 5. その他

工事に必要な事項については、事前に担当者と十分な打合せ協議を行い、関係法令を遵守すること。

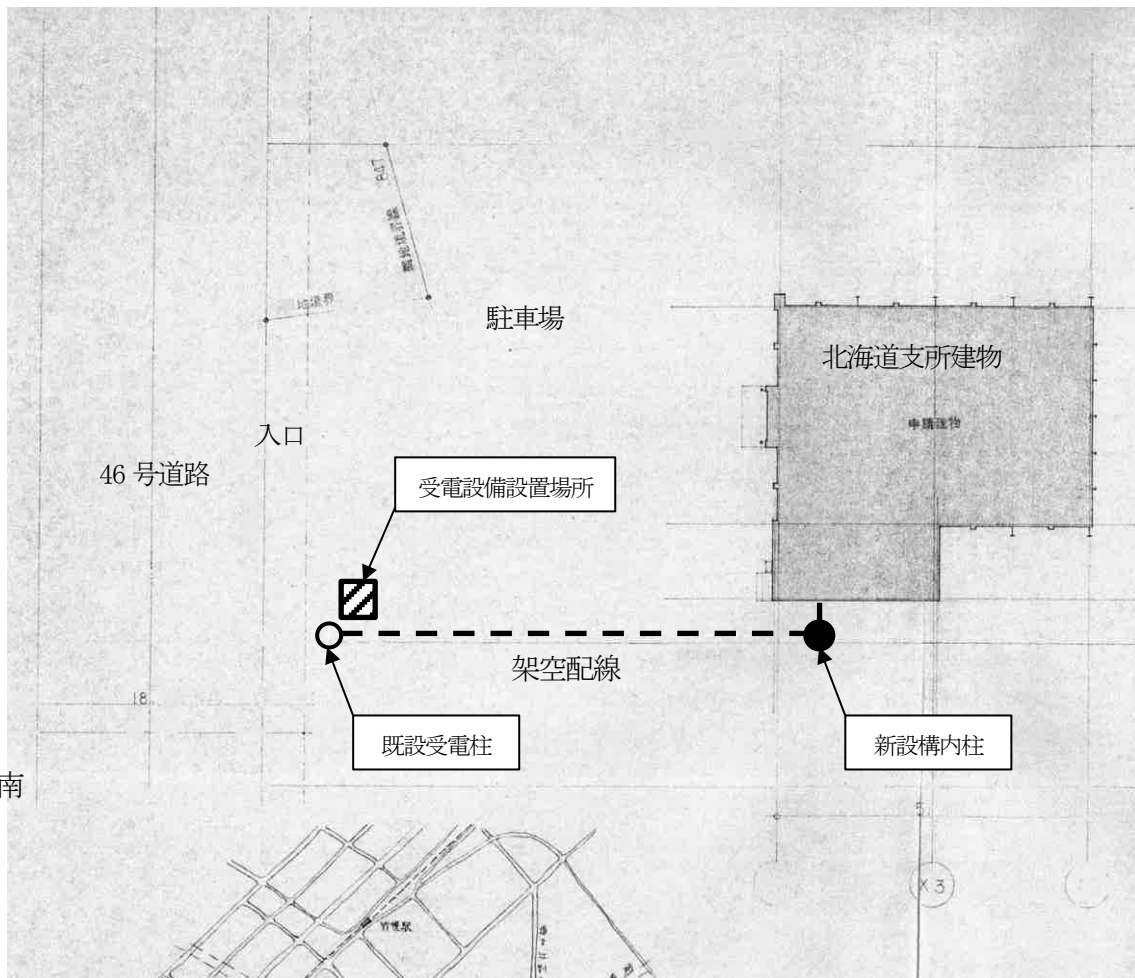
## 高圧受電設備工事の詳細仕様

### 1. 高圧受電設備設置

- 1-1 1φ Tr30KVA 3φ Tr75KVA 屋外型キュービクルとし、基礎工事も本工事に含む。
- 1-2 新規受電設備には電灯及び動力の電力量を変圧器毎に計測できる電力量計を設置する。
- 1-3 低圧幹線は新規受電設備より埋設管路を新たに敷設し既設引込開閉器盤内の既設幹線に接続する。
- 1-4 増強分の動力低圧幹線は、新たに構内柱を設置し、受電柱より架空で配線し、建屋内の動力盤に接続する。
- 1-5 新規受電設備の設置場所は配置図（別紙2）による
- 1-6 既設受電柱にPAS（GR付）を設置し、電力会社と接続する。受電点は変更しない。
- 1-7 新規受電設備より既設受電柱までの高圧ケーブルは埋設管路を新たに敷設する。
- 1-8 施工にあたっては、電力会社と十分協議すること。
- 1-9 工事に関して必要な電力会社、諸官庁への申請及び検査立会は本工事に含むものとする。

### 高压受電設備の配置図

北

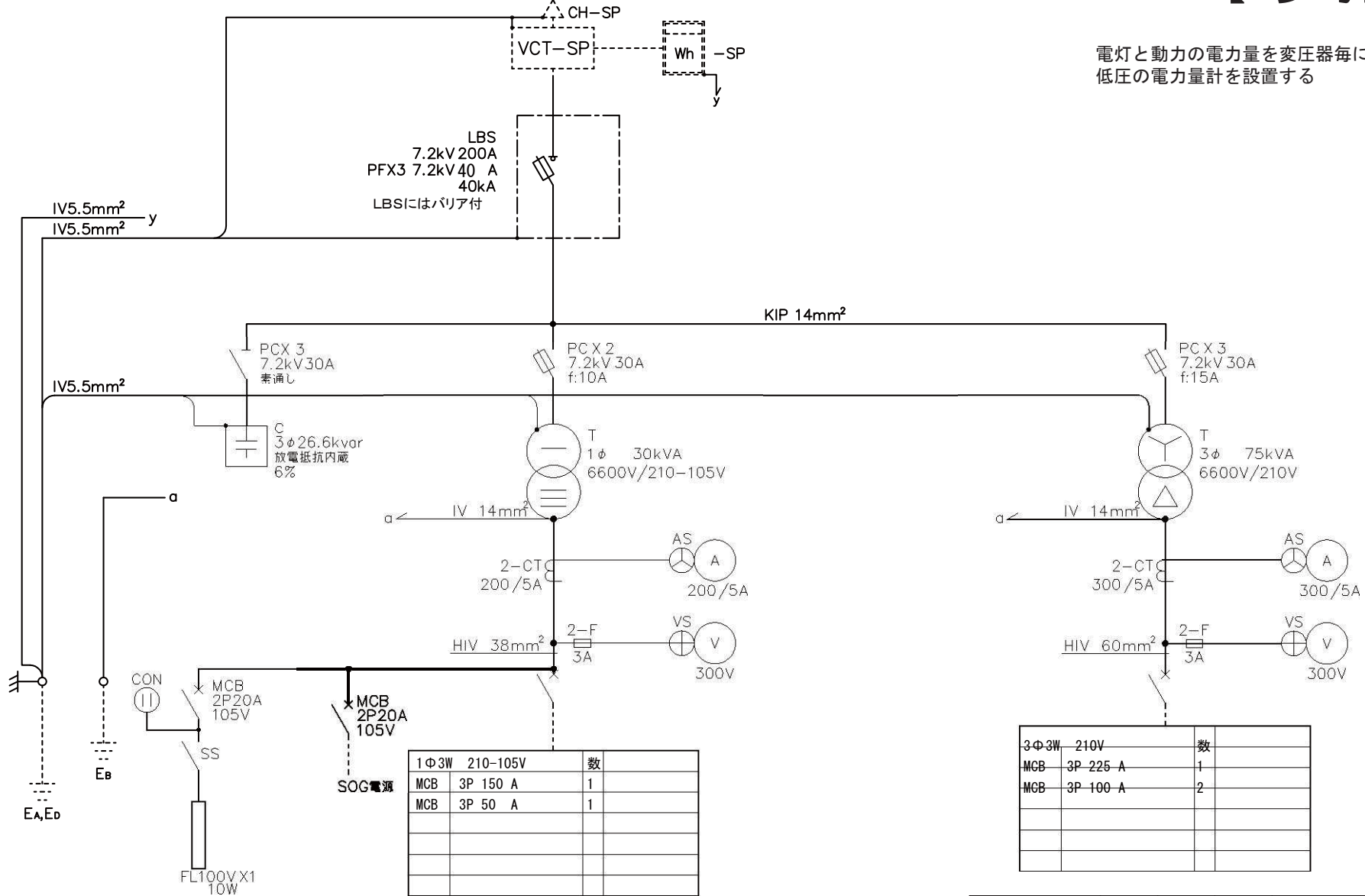


南

【 参考図 】

電灯と動力の電力量を変圧器毎に計測出来るように  
 低圧の電力量計を設置する

3Φ3W 6600V 50Hz  
 北海道電力管内



製図日	検図	設計	製図	名称	
				結線図	
				図番	

## 競争入札参加申出書

平成29年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会  
会長 野口政志 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

⑩

平成29年 月 日付けで入札公告のあった「高圧受電設備設置工事」に入札参加  
したいので、申出します。

(添付資料)

国の一般競争の参加資格を有する者

1 資格審査結果通知書(写)

その他の者

1 登記事項証明書(法人の場合のみ)

2 営業経歴書(会社の沿革、組織図、従業員数の概要、営業品目、営業実績)  
(上記内容が記載されていれば、パンフレット等でも可。)

3 財務諸表(法人の場合)又は営業用純資産に関する書類及び収支計算書(個  
人の場合)

4 納税証明書

(法人の場合)「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額  
のない証明書

(個人の場合)「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税  
額のない証明書

5 暴力団排除に関する誓約書(別添)

- 注) 1 公的機関が発行する書類については、発行から3か月以内のものに限ります。  
2 添付書類は、コピー機等により複写したもので、内容が鮮明であれば写し  
でも可能です。

別添

年 月 日

## 暴力団排除に関する誓約書

一般社団法人日本草地畜産種子協会

会長 野口 政 志 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

⑩

私は、下記の事項について誓約します。

### 記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 1(1)から(8)までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）を下請契約等の相手方にしません。
- 3 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 4 自己又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、警察に通報します。

平成29年9月8日

## 入札説明書

一般社団法人日本草地畜産種子協会

- 1 入札する件名、仕様、数量  
高圧受電設備設置工事  
別紙仕様書のとおり
- 2 注意事項
  - (1) 入札参加者は、あらかじめ入札の条件等を熟知の上、競争入札参加申出書（別紙様式1号）を提出し、入札すること。
  - (2) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
  - (3) 入札参加者は、別紙様式第2号による入札書を作成し、封かんの上入札するものとする。  
ただし、代理人をもって入札するときは、入札前に別紙様式第3号による委任状を提出するものとする。
  - (4) 入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
  - (5) 入札書は、再度入札を考慮して余分に用意すること。
  - (6) 委任状の代理人使用印は、入札書に使用するものと同一の印鑑を押印するものとする。
  - (7) いったん提出した入札書の引換、変更又は取消しはすることができない。
  - (8) 落札となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちにくじにて落札者を決定する。
- 3 入札書記載金額  
消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。
- 4 落札者の決定  
予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。
- 5 入札の無効  
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (1) 競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
  - (2) 委任状（別紙様式第3号）を提出しない代理人の行った入札
  - (3) 記名・押印のしていない入札書又は提出した委任状と異なる記名・押印がされている入札書
  - (4) 金額を訂正した入札書
  - (5) 誤字・脱字等により必要事項が確認できない入札書
  - (6) その他入札条件等に適合しないと認める入札書
- 6 入札執行回数  
原則として、3回までとする。  
再度入札をしても落札者が決定しない場合には、最低の入札価格者と随意契約を行う場合がある。
- 7 入札日時等  
入札公告のとおり
- 8 問い合わせ先  
〒069-0822  
北海道江別市東野幌406番地  
一般社団法人日本草地畜産種子協会 北海道支所  
電話 011-382-8989  
担当者 奥田康人、佐々木 亨



入 札 書

平成29年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会  
会 長 野 口 政 志 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名 ⑩  
(代理者氏名 ⑩)

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、「高圧受電設備設置工事」代金額

上記のとおり、入札説明書等入札に関する一切を承知の上、入札します。

## 委任状

私は、下記の者を代理人と定めて、下記事項に関する一切の権限を委任します。

代理人 氏 名

代理人使用印鑑	印
---------	---

### 委任事項

「高圧受電設備設置工事」についての入札に関する一切の権限

平成 年 月 日

委任者 住 所

会 社 名

代表者氏名

Ⓜ

(代表者印)

一般社団法人日本草地畜産種子協会

会長 野 口 政 志 殿

## 工事請負契約書

1. 工事名 高圧受電設備工事
2. 仕様 別紙仕様書のとおり
3. 契約金額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円（内消費税 〇〇〇〇〇〇円）
4. 工事期限 平成29年11月30日
5. 工事場所 北海道江別市東野幌406番地  
一般社団法人 日本草地畜産種子協会 北海道支所
6. 契約保証金 免除

上記工事（以下「工事」という）について、契約担当者 一般社団法人日本草地畜産種子協会 会長 野口政志（以下「甲」という）は株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という）との間に、上記各項及び事項により工事請負契約を締結する。

### 契約事項

- 第1条 乙は、頭書の仕様にもとづき、期日内に工事を完了・引き渡しするものとする。
- 2 仕様書に明示されていないものについて疑義が生じたときは甲、乙協議して決定する。
- ただし、軽微なものについては、甲の解釈及び指示に従うものとする。
- 第2条 乙は、期日内に工事を完了・引き渡しをできないときは、あらかじめ甲に対し、遅滞の理由及び引き渡し見込み時期を明らかにした書面を提出して、期間延長の承認を求めなければならない。
- 第3条 甲は、乙が期日内に工事の完了・引き渡しを行わないときは、前条の承認にかかわらず、乙に対し遅滞金を請求することができる。
- ただし、その遅滞が天災地変等やむを得ない理由によるときは、この限りでない。
- 2 前項の遅滞金は、引き渡し期日の翌日から引き渡し日までの遅滞日数に対し、年5パーセントとする。
- 3 第1項の遅滞金の請求は、甲が第11条の規程によりこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げない。
- 第4条 乙は、工事を完了・引き渡しを行うときは、その旨を甲に通知し、甲の命じた職員（以下「検査職員」という）の検査を受けなければならない。
- 第5条 検査職員は、前条の通知を受けた日から7日以内に該当工事の完了検査を行うものとする。
- 2 前項の場合において、乙又は代理人が立ち会わないときは、検査職員は乙の欠席の

まま検査を行うことができる。この場合には、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 検査職員は、当該工事の全部又は一部について、不当な個所を発見したときは、乙は補修を行わなければならない。

4 工事の検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。

第6条 前条の検査に合格し、引き渡しを完了した日に当該工事目的物の所有権は、甲に移転する。

第7条 前条に定める所有権移転の時点以前に、当該工事目的物について生じた被害の復旧に要する費用は、甲の故意又は重大な過失による場合のほか、すべて乙の負担とする。

第8条 乙は、工事目的物の引き渡し後1年間は、その工事目的物の性能を保障するものとする。この期間内に、当該工事目的物に瑕疵が発見されたときは、甲は乙に対し、相当の日時を定めて当該工事目的物の取替又は瑕疵の補修を請求することができる。

2 前項の規定は、甲が工事目的物の瑕疵により損害を被った場合における損害賠償の請求を妨げない。

第9条 乙は、工事目的物の引き渡しを完了したときは、所定の手続きにより代金支払いの請求をするものとする。

第10条 甲は、乙の提出する適法な支払請求書を受領した日から、速やかに契約金額を乙に支払わなければならない。

第11条 甲は次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

(1) 乙がこの契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとき若しくは、正当な理由がなく引き渡し期限内に義務を履行することができないと認めるとき。

(2) この契約の履行について、乙若しくはその代理人又は使用人等に不正の行為があったとき。

(3) 第5条の規程により検査職員が行う検査を乙若しくはその代理人又は使用人等が妨げたとき。

(4) 乙が破産宣告を受けたとき。

(5) 乙が解約を申し出たとき。

2 甲は前各号に掲げる理由により、この契約を解除するときは乙に対し、違約金として、契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

第12条 甲は、乙が天災地変等不可抗力により契約の解除を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対し違約金を請求しないものとする。

第13条 乙は甲の書面による承諾を得ないで、この契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。

第14条 この契約により、甲が乙から収得すべき遅滞金があるときは、甲はその選択により、乙に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収する。

第15条 甲、乙双方は、信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について、甲、乙間に紛争が生じたとき、及びこの契約に規程のない事項については、甲、乙協議して決定する。

この契約締結の証として本書2通を作成し甲、乙各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区神田紺屋町8番地  
一般社団法人日本草地畜産種子協会  
会 長 野 口 政 志

乙